

瀬戸市消防本部告示第1号

瀬戸市消防本部等公印規程（昭和56年瀬戸市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

瀬戸市消防長 近藤 栄二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(公印の種類)						(公印の種類)					
第2条 この告示において「公印」とは、次に掲げるものをいう。						第2条 この告示において「公印」とは、次に掲げるものをいう。					
(1)から(3)まで <省略>						(1)から(3)まで <省略>					
(4) <u>消防総務課長の印</u>						(4) <u>総務課長の印</u>					
(5) <省略>						(5) <省略>					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者	公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
消防本部印	瀬戸市消防本部印	古印体	ミリメートル	一般公文書用	消防総務課長	消防本部印	瀬戸市消防本部印	古印体	ミリメートル	一般公文書用	総務課長
			21×21						21×21		
消防長印	瀬戸市消防長印	てん書	21×21	表彰、褒賞及び辞令専用	消防総務課長	消防長印	瀬戸市消防長印	てん書	21×21	表彰、褒賞及び辞令専用	総務課長
			21						21		
消防長印	瀬戸市消防長印	古印体	21×21	一般公文書用	消防総務課長	消防長印	瀬戸市消防長印	古印体	21×21	一般公文書用	総務課長
			21						21		

消防長 職務代 理者印	瀬戸市消 防長職務 代理者印	古印体	2 1 × 2 1	一般公 文書用	消防総 務課長	消防長 職務代 理者印	瀬戸市消 防長職務 代理者印	古印体	2 1 × 2 1	一般公 文書用	総務課 長
<省略>						<省略>					
消防総 務課長 印	瀬戸市消防 本部消防 総務課長印	古印体	2 1 × 2 1	一般公 文書用	消防総 務課長	消防総 務課 長印	瀬戸市 消防本部 総務課長印	古印体	2 1 × 2 1	一般公 文書用	総務課 長
<省略>						<省略>					

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。